

学校いじめ防止基本方針

鶴岡市立朝暘第三小学校

「いじめ防止対策推進法」において、いじめとは…

「いじめ」とは、されている人が心理的・物理的に苦痛を感じ、いじめられていると感じているものを、すべて「いじめ」として取り扱うよう定義しています。

いじめを生まないために

「朝三小いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止のための中核的な役割を担います。

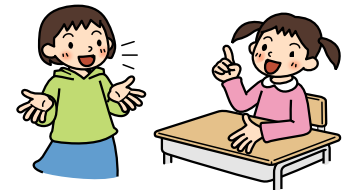
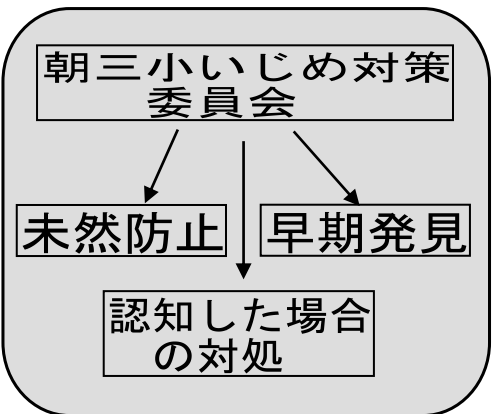
年に2回の児童いじめアンケート、保護者アンケートを実施し、必要に応じて面談等を行い、早期発見・早期解決に努めます。

教職員が普段の生活の中で、友達どうしの関係性を見取り、いじめにつながる行為を把握し対応に努めます。

道徳の授業、児童会の取り組み、教職員研修など学校全体を通して、いじめに対する理解、意識を高めます。

PTA・地域・関係機関が連携し、いじめ防止に積極的に取り組みます。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。



重大ないじめが発生してしまったら

教育委員会と協議のうえ、「朝三小いじめ対策委員会」の組織に加え、「鶴岡市いじめ問題対応委員会」より必要な人員の派遣を受け、「朝三小いじめ対応委員会」を設置します。

朝三小いじめ対応委員会

- ・いじめ問題に対応するための関係機関との連携について協議します。
- ・いじめ問題に関わる聴き取り及び調査を実施します。
- ・聴き取り及び調査の結果を集約し、関わる児童・保護者に情報を提供します。

いじめを絶対に許さない、いじめられている子どもを守り抜く姿勢で、組織的に対応していきます。

いじめが発生してしまったら、迅速かつ適切な対応を取り、いじめを解決していく過程が子どもの成長につながるようにしていきます。

保護者の取り組みについて

<いじめ防止対策推進法 9 条では、>

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。

保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護する。

と定められています。今年度 PTA の活動の重点、「特色ある教育活動を支援する PTA」の中に、いじめについて項目を設けました。学校・家庭・地域が一体となっていじめをしない、ゆるさない姿勢をつくります。早期発見・早期対応・早期解決へのご協力をよろしくお願いいたします。